西長沢浄水場排水処理施設整備事業

入札説明書

令和８年10月

神奈川県内広域水道企業団

目　次

○　用語の定義 1
○　本書の位置づけ 3
第１章 本事業の概要 4
1 事業内容に関する事項 4
(1)　事業名称 4
(2)　公共施設等の管理者の名称 4
(3)　事業場所 4
(4)　事業形態 4
2 提案上限価格 5
第２章 事業者の募集及び応募の手続き等に関する事項 6
1 事業者の募集 6
(1)　事業者の募集及び選定スケジュール 6
(2)　応募手続き等 7
第３章 入札参加資格要件 11
1 応募グループの構成等 11
(1)　応募グループの構成等 11
(2)　事業スキーム（参考例） 12
2 共通の参加資格要件 13
3 各業務における参加資格要件 13
(1)　工事を実施する企業の要件 13
(2)　設計業務を実施する企業の要件 16
(3)　運転維持管理業務を実施する企業の要件 16
(4)　入札参加資格の確認 17
第４章 応募時の提出書類 18
1 入札参加資格確認申請書類等 18
2 入札書及び技術提案書等 19
第５章 落札者の決定 21
1 落札者決定基準について 21
(1)　入札参加者の評価方法 21
(2)　落札者の決定 21
(3)　評価結果等の公表 21
第６章 落札後の手続 21
1 建設ＪＶの結成 21
2 運転維持管理ＪＶの結成 22
3 建設工事費用の合意 22
4 運転維持管理費用の合意 22

○　用語の定義

用語	定義
企業団	神奈川県内広域水道企業団をいう。
本事業	神奈川県内広域水道企業団 西長沢浄水場排水処理施設整備事業による事業をいう。
本施設	本事業の対象施設をいう。
応募グループ	本事業への入札参加に対して単独もしくは複数の企業で構成される応募グループをいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する応募グループをいう。
構成企業	応募グループを構成する者をいう。
総合評価審査委員会	本事業の総合評価一般競争入札に係る申込のうち、落札者決定基準の設定及び価格以外の評価等を行うため設置する委員会をいう。
落札者決定基準	本事業の総合評価一般競争入札に係る申込のうち、価格その他の条件が企業団にとって最も有利なものを決定するための基準をいう。
落札候補者	入札参加者のうち、企業団と基本契約の締結を予定する者として、総合評価審査委員会が決定した者をいう。
落札者	落札候補者について、企業団と基本契約の締結を予定する者として、企業長が決定した者をいう。
事業管理者	神奈川県内広域水道企業団企業長をいう。
事業者	企業団と設計及び施工に係る工事請負契約（以下、「工事請負契約」という。）並びに運転維持管理に係る委託契約（以下、「運転維持管理委託契約」という。）を締結し、本事業を実施する者をいう。
基本契約	本事業に係る基本的事項について定める企業団と事業者の間に締結される契約をいい、本事業では、基本協定書の締結を基本契約とする。
基本契約等	基本契約、工事請負契約及び運転維持管理委託契約の総称をいう。
保守点検	土木構造物、建築物、機械・電気設備について、損傷、変形、腐食、異臭及びその他の異常の有無を確認することをいう。
建築物	建築基準法第2条1項に定義される建築物であり、同3項に定義される建築設備を含むものをいう。
修繕	消耗品等を交換し、部分的に劣化した部位・部材または機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
計画修繕業務	排水処理事業が安定的に行われるよう計画的に行う修繕をいう。
計画外修繕業務	突発的な故障等が発生した際に行う修繕をいう。
新設施設	本事業期間中に、事業者が新設する施設をいう。
既設施設	本事業開始前から存続する企業団が設置した施設をいう。 既設施設は、撤去対象施設、継続利用施設に分類される。
撤去対象施設	既設施設のうち本設計・工事期間中に、事業者が撤去する施設をいう。

用語	定義
継続利用施設	既設施設のうち本事業期間中を通じて使用する施設をいう。
建設ＪＶ	本事業の事前調査業務・設計業務・建設工事業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。
運転維持管理ＪＶ	本事業の運転維持管理業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。
運転管理業務	排水処理事業を行うため、施設を正常に稼働させ、施設の稼働状況を適切に管理することをいう。
保守点検業務	各種点検により、土木構造物、建築物の正常な使用及び機械・電気設備の正常な稼働に必要な修繕またはその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。なお、簡易な補修は保守点検業務に含まれるものとする。
軽易な補修	材料を使用しない作業及び事業者が調達・管理する消耗材※による補修が可能な作業をいう。（※オイル、グリース、Ｖベルト、グランドパッキン、その他パッキン類、Ｏリング、ボルト類、シール材等）
開札	入札手続きにおいて、入札の締め切り後に、提出された入札書を開封し、入札価格や条件を確認する手続きをいう。

○　本書の位置づけ

神奈川県内広域水道企業団 西長沢浄水場排水処理施設整備事業入札説明書（以下、「入札説明書」という。）は、企業団が、西長沢浄水場排水処理施設整備事業を DBO（Design Build Operate）方式により実施するにあたり、本事業に係る入札への参加者を対象に交付するものであり、本書とともに公表する要求水準書、落札者決定基準、各種契約書（案）は本書と一体のものとして取り扱うものとする。入札説明書等に記載がない事項については、質問回答によることとする。

入札説明書と一体のものとする文書は、以下のとおりとする。

（１）　要求水準書
（２）　落札者決定基準
（３）　提出書類作成要領及び様式集
（４）　基本協定書（案）
（５）　工事請負契約書（案）
（６）　運転維持管理委託契約書（案）
（７）　実施方針（案）に対する質問回答

本入札説明書は、令和 7 年 7 月 17 日に公表した実施方針（案）修正版をもとに作成したものであるが、検討の過程で一部変更となっている項目がある。

なお、入札説明書等の記載事項と、令和 7 年 6 月 13 日に公表した実施方針（案）に関する質問・意見に対する回答に相違がある場合は、入札説明書等を優先して適用する。

第1章　本事業の概要

1　事業内容に関する事項

(1)　事業名称

西長沢浄水場排水処理施設整備事業

(2)　事業管理者の名称

神奈川県内広域水道企業団　企業長　城 博俊

(3)　事業場所

川崎市宮前区潮見台４番１号

(4)　事業形態

ア　本事業の方式

設計及び施工並びに運転維持管理一括発注方式（ＤＢＯ方式）

本事業については、水道法第 24 条の 3 に規定する第三者委託は適用しない。

本事業は、事業者によるＳＰＣ（特別目的会社）設立は予定していない。

イ　対象業務範囲

本事業において、事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。詳細は、要求水準書による。

(ｱ)　事前調査・設計業務

(ｲ)　建設工事業務

(ｳ)　運転維持管理業務

a　運転管理業務

b　保守点検業務

c　計画修繕業務

d　計画外修繕業務

e　脱水土分析、汚泥運搬・処分業務

f　その他業務

(a)　排水処理施設内清掃業務

(b)　水槽類の清掃、並びに堆積汚泥の収集・運搬及び処分業務

(c)　水質測定（ピコプランクトン対応含む）業務

(d)　施設の応急復旧

(e)　消耗品調達業務

ウ　事業者選定方式

総合評価方式（技術提案型）

エ　本事業のスケジュール（予定）

・基本契約の締結	令和 9 年 8 月頃
・工事請負契約の締結	令和 9 年 9 月頃
・運転維持管理委託契約の締結	令和 9 年 9 月頃
・事業期間	令和 9 年度～令和 34 年度 ※契約日から令和 35 年 3 月 31 日まで
・設計、工事期間	令和 9 年 9 月～令和 20 年度 ※契約日から令和 21 年 3 月 31 日まで
・引継ぎ期間（運転維持管理）	令和 9 年 9 月～令和 10 年 3 月 31 日
・運転維持管理期間	令和 10 年 4 月～令和 34 年度 ※契約日から令和 35 年 3 月 31 日まで

※　ただし、設計・工事期間を短縮する提案をした場合においても、運転維持管理期間は上記期間を変更しない。

オ　本事業期間終了後の措置

企業団は、事業期間終了後も排水処理施設を継続して使用するため、次期事業者に適切に引き継ぐこと。

なお、本事業で整備した全ての施設が事業期間終了時点において保持すべき性能について要求水準書で示す。

2　提案上限価格

２６，３００，０００，０００円（消費税及び地方消費税を除く）
※設計・建設工事費及び運転維持管理業務費の合計
設計・建設工事費　　：１２，９６０，０００，０００円
運転維持管理業務費　：１３，３４０，０００，０００円

※　最高評価入札者の入札価格が調査基準価格を下回る入札であった場合は、低入札価格調査制度取扱要領第 7 条及び第 8 条に基づき調査を実施後、落札候補者を決定する。

第2章　事業者の募集及び応募の手続き等に関する事項

1　事業者の募集

(1)　事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

なお、企業団の事情により以下の予定を変更することがある。その場合は、ウェブサイト等で周知する。

表 2-1　事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

実施事項	日　程
入札公告、入札説明書等（入札説明書、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表	**令和 8 年 10 月 20 日**
資料閲覧の実施	令和 8 年 11 月 6 日、9 日、10 日、11 日
現地調査の実施	令和 8 年 11 月 12 日、13 日、16 日
第 3 回質問・意見の受付（入札説明書等）	～令和 8 年 11 月 18 日
第 3 回質問・意見に対する回答の公表	令和 8 年 12 月 23 日
入札参加資格確認申請書類の提出	**～令和 9 年 1 月 12 日**
入札参加資格確認通知の送付	令和 9 年 1 月 18 日
第 1 回技術対話の実施	令和 9 年 1 月 26 日、27 日
第 2 回技術対話の実施	令和 9 年 3 月 8 日、9 日
入札（入札書及び提案書類の受付）	**～令和 9 年 4 月 23 日**
技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施	令和 9 年 5 月 31 日、6 月 1 日
落札者の決定及び選定結果の公表	令和 9 年 7 月下旬
基本契約締結	令和 9 年 8 月
工事請負契約、運転維持管理委託契約の締結	令和 9 年 9 月

(2)　応募手続き等

ア　入札説明書、要求水準書等の配布

入札説明書、要求水準書等については、次のとおり配布する。

(ｱ)　配布期間　令和 8 年 10 月 20 日から

(ｲ)　配布方法　神奈川県内広域水道企業団ウェブサイトからダウンロード可能

(ｳ)　問合せ先　総務部契約検査課契約係

(郵便番号)　241-8525

(住所)　横浜市旭区矢指町 1194 番地

(電話番号)　045-363-4961

(※電話の受付時間：平日の午前 9 時～12 時及び午後 1 時～5 時)

(電子メール)　nishinagasawa_haisui_dbo@kwsa.or.jp

(ｴ)　注意事項　「かながわ電子入札共同システム」を活用し以下のことを実施する。

・入札公告資料掲載（企業団ウェブサイトにも掲載）

・参加資格申請

・入札金額提出（総額・内訳（各契約））及び開札

イ　現地調査の実施

本事業の現地調査は、次のとおり開催する。

参加希望者は、現地調査参加申込書（様式 5）（神奈川県内広域水道企業団ウェブサイトにて公表）を電子メールにより提出すること。また、現地調査の参考資料として、現場見学として閲覧可能としているプラント内の 360 度画像を閲覧可能とする。新たに閲覧を希望する場合は、「守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式 1)」を提出のうえ、「現地調査参加申込書（様式 5)」の記入欄に記載すること。

なお、電子メール受信後、3 業務日以内に企業団より受付完了メールを送信する。

(ｱ)　開催日　令和 8 年 11 月 12 日、13 日、16 日

(ｲ)　開催場所　神奈川県広域水道企業団 西長沢浄水場 排水処理施設等

(ｳ)　参加人数　各者 10 名以内とする。

(ｴ)　申込期間　令和 8 年 10 月 20 日から令和 8 年 10 月 27 日まで

(ｵ)　申込先　総務部契約検査課　契約係

(ｶ)　注意事項

a　申込期間終了後に現地調査の開催日時を調整し、各者個別に連絡する。

b　同一社内で異なる部署からの申込みがないようにすること。

c　入札説明書等は配布しないため、各自持参すること。

d　現地調査では、本事業に関する質問には応じない。

e　「汚泥及び脱水ケーキ提供申請書（様式 4)」を提出している場合、現地調査の時間内にサンプルの提供を行う。提供希望量などの詳細は、別途企業団から確認する。

新たに提供を希望する場合は、「汚泥及び脱水ケーキ提供申請書（様式 4)」を提出すること。

ウ　資料閲覧の実施

本事業の入札公告資料の公表後に行う資料閲覧は、次のとおり実施する。

資料閲覧及びデータ借受を希望する者は、「資料閲覧・データ借受申込書（様式 2)」を電子

メールにより提出すること。

また、資料閲覧にあたり、「守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式1)」を電子メールにより提出すること。

ただし、現場見学（Web開催）時もしくは第1回資料閲覧等で「守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式1)」を提出済みの場合、提出は不要とする。

なお、電子メール受信後、3業務日以内に企業団より受付完了メールを送信する。

(ｱ) 閲覧期間 令和8年11月6日、9日、10日、11日

(ｲ) 閲覧場所 三ツ境庁舎

(ｳ) 参加人数 各社8名以内とする。

(ｴ) 閲覧資料 一覧をウェブサイトで公表とする。

(ｵ) 申込期間 令和8年10月20日から令和8年10月27日まで

(ｶ) 申込先 総務部契約検査課 契約係

(ｷ) 注意事項

a 閲覧日時については、各申込者と調整の上、後日、企業団が指定する。

b 資料の閲覧・データ借受において、閲覧資料、その他資料及び本事業に関する質問・意見は一切受け付けない。

c 紙資料は、閲覧場所でのみ閲覧可能とし、その際に企業団職員が立ち会う。

d 閲覧場所において、紙資料のデジタルカメラ等による写真撮影は可とする予定であるが、資料によっては撮影に制限を設ける可能性がある。

e 企業団職員が立ち会いの上で複写機による紙資料の複写・スキャンを可とする。ただし、複写機は持参とする。

エ　第3回質問・意見の受付（入札説明書等）

入札説明書等に関する質問・意見は、次のとおり受け付ける。

質問・意見を希望する者は、入札説明書等に関する質問・意見書（様式7）を電子メールにより提出すること。

なお、電子メール受信後、3 業務日以内に企業団より受付完了メールを送信する。

(ｱ)　送付期間　令和8年10月26日から令和8年11月18日まで

(ｲ)　申込先　　総務部契約検査課契約係

オ　第3回質問・意見に対する回答の公表

質問に対する回答は、令和 8 年 12 月 23 日までに提出者を伏せ、ウェブサイトで公表する。

なお、本事業に対する意見については、非公表とするとともに意見者への回答も行わない。

カ　入札参加資格確認申請書の提出

入札参加者は、受付期間内に入札参加資格確認申請に係る書類を提出すること。

書類の提出は、代表企業が行うこと。

なお、提出書類に不備が認められた場合は失格とする。

(ｱ)　受付期間　令和8年12月15日から令和9年1月12日まで

(ｲ)　受付方法　「かながわ電子入札共同システム」により参加申請を行ったうえ、(ｳ)の提出書類は、総務部契約検査課契約係に提出すること。

(ｳ)　提出書類　第 4 章に示す「1 入札参加資格確認申請書類」等

(ｴ)　提出先　　「かながわ電子入札共同システム」及び総務部契約検査課契約係

(ｵ)　注意事項

a　実績を証明する書類に関する確認が必要な場合は、ア（ｳ）問合せ先に確認すること。

b　上記の確認は、入札参加資格確認申請書の受付期間前であっても受け付ける。

c　(ｳ)の提出書類をメールで期日までに提出する場合は、後日、原本を持参もしくは郵送で総務部契約検査課契約係まで提出すること。
なお、電子メール受信後、3 業務日以内に企業団より受付完了メールを送信する。

キ　入札参加資格の確認

企業団は、入札参加資格申請書類により、事業者の備えるべき入札参加資格要件を満たしていることを確認し、要件を満たさない者は失格とする。

ク　技術対話

技術対話は、技術提案の採否等に係る重要なものであるため、技術対話の内容は技術提案書に関するものとし、これまで公表された質問回答等に対する再質問等は極力避けること。また、企業団が意図する技術提案を求めるため、企業団から質問や助言等を行う。

なお、技術対話内容書（様式 8）は、技術対話の実施前の以下に示す期日までに電子メールにより提出すること。

(ｱ)　開催日　　令和 9 年 1 月 26 日から令和 9 年 1 月 27 日まで（第 1 回）
（第 1 回技術対話内容書等の提出は、令和 9 年 1 月 19 日まで）
令和 9 年 3 月 8 日から令和 9 年 3 月 9 日まで（第 2 回）
（第 2 回技術対話内容書等の提出は、令和 9 年 2 月 26 日まで）

(ｲ)　開催場所　神奈川県広域水道企業団　三ツ境庁舎

(ｳ)　参加人数　10 名以内とする。

(ｴ)　注意事項

a　開催日時については、企業団が指定し、開催の 5 日前までに通知する。

b　技術対話の時間は 1 時間 30 分程度を予定している。対話で確認したい項目及びその考え方とそれを補足する資料について、技術対話補足説明資料（書式自由）として記載し、技術対話内容書（様式 8）と併せ電子メールにより提出すること。

c　対話結果は、後日、各入札参加者に電子メールで通知する。入札参加者は、通知受領後に、必ず受領したことをメール返信にて報告すること。企業団が全ての入札参加者に公開すべきと判断した対話結果については、入札参加者と調整したうえで、企業団ホームページ上に公開する。なお、ホームページ上に公開した内容は、質問回答と同様に契約資料の一環として扱う。

d　技術対話の実施内容は、審査に反映しない。

ケ　入札書類の受付

入札参加者は、入札書類の提出書類を受付期間内に提出すること。

なお、書類の提出は、代表企業が行うこと。

(ｱ)　受付期間　令和 9 年 4 月 16 日から令和 9 年 4 月 23 日まで
　　(平日午前 9 時～12 時及び午後 1 時～5 時)
(ｲ)　提出方法　入札書は、「かながわ電子入札共同システム」による提出とする。
　　技術提案書は、総務部契約検査課契約係まで持参すること。
(ｳ)　提出書類　第 4 章に示す「2 入札書及び技術提案書」等
(ｴ)　提出先　　「かながわ電子入札共同システム」及び総務部契約検査課契約係

コ　入札辞退届の受付

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が、入札を辞退する場合は、受付期間内に入札辞退届を提出すること。

なお、書類の提出は、代表企業もしくは委任を受けた者が行うこと。

(ｱ)　受付期間　入札参加資格申請書提出期限後から入札書類の提出まで
(ｲ)　提出方法　「かながわ電子入札共同システム」により提出とする。
(ｳ)　提出書類　第 4 章に示す「1 入札参加資格確認申請書類」等
(ｴ)　提出先　　「かながわ電子入札共同システム」

サ　プレゼンテーション・ヒアリングの実施

提案内容の補足及び理解促進のため、入札参加者によるプレゼンテーションを対面にて実施する。併せて、総合評価審査委員会の委員からのヒアリングを実施する。

実施の詳細については、後日、入札参加者へ通知する。

(ｱ)　開催日（予定）　令和 9 年 5 月 31 日から 6 月 1 日まで
(ｲ)　開催場所　　神奈川県内広域水道企業団　三ツ境庁舎
(ｳ)　参加人数　　10 名以内とする。

シ　落札者の決定

落札者決定の日時は次のとおりとする。

なお、開札の結果については、かながわ電子入札共同システム及びメール等で、入札参加者に通知する。

開　　札：令和 9 年 7 月 14 日　9 時 10 分（かながわ電子入札共同システム上）
結果通知：開札以後、企業団内部審査後に決定し、メール等で通知する。

ス　落札者決定の公表

落札者決定の公表は、次の日程で神奈川県内広域水道企業団ウェブサイトにて公表する。ただし、公表の日程は変更される場合がある。

令和 9 年 7 月下旬（予定）

第3章　入札参加資格要件

1　応募グループの構成等

入札参加者は、単独または複数の企業により構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。

また、応募グループを構成する企業を「構成企業」とし、構成企業から業務を請負う企業、もしくは受注する企業を「協力企業」という。

(1)　応募グループの構成等

ア　応募グループは、設計を実施する企業、工事を実施する企業、運転維持管理業務を実施する企業により構成されるグループとする。

なお、各企業に必要な資格要件は「3 各業務における参加資格要件」による。

イ　構成企業は、複数の業務を兼ねることを可とする。各企業に必要な資格要件を満たす場合は単独企業でも参加できる。

ウ　応募グループの代表企業は、建設ＪＶの構成企業の中から定め、入札参加資格確認申請書類の提出及び入札手続きを行うこと。

エ　応募グループは、入札参加資格確認申請書類の提出時に、代表企業及び構成企業の企業名並びに担当業務（機械、電気、設計及び運転維持管理のいずれか）について明らかにすること。

オ　入札参加資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、企業団が認めた場合に限り、構成企業の変更を認める。

カ　基本契約締結後において、選定されなかった応募グループの構成企業が、選定された応募グループの構成企業になることはできない。

(2)　事業スキーム（参考例）

本事業のスキーム（例）を下図に示す。

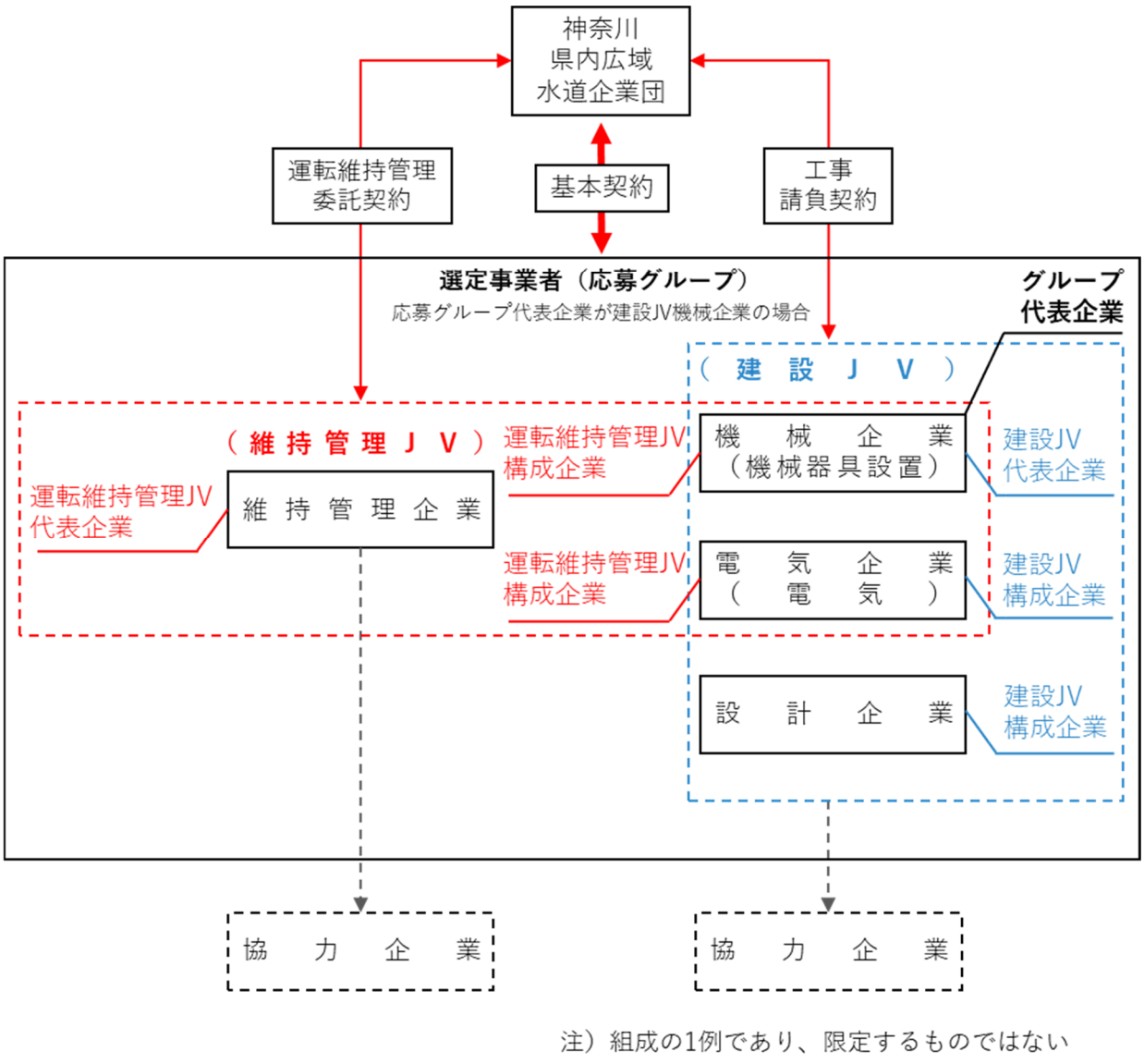


図 3-1　事業スキーム（参考例）

※　構成企業から応募グループ及び建設ＪＶ、運転維持管理ＪＶの代表企業をそれぞれ１者選定する。
ただし、参加資格要件を満たす単独企業で参加の場合は建設ＪＶ、運転維持管理ＪＶを結成する必要はない。

※　建設ＪＶ、運転維持管理ＪＶの代表企業は、応募グループの代表企業と同一企業である必要はない。

※　建設ＪＶの組成方法は事業者が提案する。

※　運転維持管理ＪＶは運転維持管理企業と応募グループの代表企業及び機械企業（応募グループの代表企業との兼務は可）を含むものとし、その他の構成企業の組成方法は任意とする。

2　共通の参加資格要件

応募グループの構成企業が共通で備えるべき参加資格要件は次のとおりとする。

(1)　本事業に係る業務内容において、令和 7・8 年度競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」に登録されているものであること。

登録を受けていない企業等が構成企業として応募グループへの参加を希望する場合は、かながわ電子入札共同システムにおいて随時申請を行い、有資格者名簿への登録を完了させること。

なお、随時申請には 1 か月以上の登録期間が必要であるため、留意すること。

(2)　本事業の入札参加資格確認申請書類の提出締切日から基本契約締結日までの間のいずれの日において、法令等に基づく営業停止等の措置、神奈川県内広域水道企業団指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けていない者であること。

(3)　次の法律の規定による申立てまたは通告がなされていない者であること。

ア　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

イ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

(4)　令和 6 年 9 月 27 日に契約を締結した「西長沢及び相模原浄水場排水処理施設整備事業支援業務委託」の受注者またはこれらの者と資本面及び人事面において関連があり、競争性を害するおそれが認められる者でないこと。資本面において関連のある者とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下同じ。）第 309 条による議決権を行使することができる当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

なお、「西長沢及び相模原浄水場排水処理施設整備事業支援業務委託」の受注者は、株式会社ＮＪＳである。

(5)　神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例に掲げる暴力団員等または暴力団経営支配人等でないこと。

3　各業務における参加資格要件

(1)　工事を実施する企業の要件

ア　工事を実施する企業は、基本協定の締結後に建設ＪＶを結成する。
ただし、単独企業の場合は建設ＪＶの結成は不要とする。

イ　建設ＪＶを構成する１企業が要件を満たす複数の業種を兼ねてもよい。
また、ＪＶを構成する企業数に上限は設けない。

ウ　建設ＪＶの代表企業もしくは単独企業は、建設業法第 3 条に定める「機械器具設置工事業」及び「水道施設工事業」の特定建設業の許可を有している者とする。
　また、有資格者名簿において、「機械器具設置工事業」及び「水道施設工事業」に登録されている者とする。

エ　建設ＪＶを構成する企業のうち、工事を実施する企業は建設業法第 3 条に定める「機械器具設置工事業」、「電気工事業」、「水道施設工事業」のいずれかの特定建設業の許可を有している者であり、かつ、建設ＪＶもしくは単独企業は、上記の全ての特定建設業許可を有していること。

オ　建設ＪＶを構成する企業は、構成企業が担当する業種に応じて、次の資格条件を満たすこと。単独企業の場合は、資格条件を 1 者で満たすこと。
(ｱ)　機械器具設置工事を担当する構成企業は、上記エに掲げる「機械器具設置工事業」及び「水道施設工事業」の特定建設業の許可を有している者であること。
(ｲ)　電気工事を担当する構成企業は、上記エに掲げる「電気工事業」の特定建設業の許可を有している者であること。

カ　建設ＪＶを構成する企業もしくは単独企業は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査の総合評定値通知書における業種ごとの総合評定値（以下、「経審点」という。入札参加資格確認申請書類の提出日において、有資格者名簿に登録されている点数とする。）について、担当する業種の経審点が表 3-1 の点数以上であるものとし、有資格者名簿において、担当する業種に登録されていること。

表 3-1　本事業における業種ごとの経審点

項目	代表企業	機械企業 （代表企業以外）	電気企業
特定建設業許可 （業種） 経審点	機械器具設置工事業 1,100 及び 水道施設工事業 1,100	機械器具設置工事業 1,000 及び 水道施設工事業 1,000	電気工事業 ―
有資格者名簿 （工事）	機械器具設置工事 及び 水道施設工事	機械器具設置工事 及び 水道施設工事	電気工事

キ　建設ＪＶの代表企業もしくは単独企業は、公告日までの間に完成した、浄水場における機械脱水機設備を含む排水処理施設に係る更新、または新設工事の元請としての施工実績を有すること。

なお、当該施工実績が共同企業体での実績の場合は、代表構成員として担当したものに限る。

ク　機械企業は、公告日までの間に完成した、浄水場における機械脱水機設備を含む排水処理施設に係る更新、または新設工事の元請としての施工実績を有すること。

なお、当該施工実績が共同企業体での実績の場合は、構成員として担当したものに限る。

ケ　電気企業は、公告日までの間に完成した、高圧受配電設備を含む更新、または新設工事の元請としての施工実績を有すること。

なお、当該施工実績が共同企業体での実績の場合は、構成員として担当したものに限る。

コ　建設ＪＶは、本事業の業種に係る監理技術者資格者証を有する者を施工現場に専任（※）で配置できること。

監理技術者等は、建設ＪＶを構成する企業ごとに配置すること。

また、建設ＪＶを構成する 1 企業の担当する業種が複数ある場合は、業種ごとに監理技術者等を配置すること。

ただし、同一の業種において、他の企業が監理技術者等を配置している場合、担当する業種に係る下請金額に応じて、監理技術者等の代わりに国家資格を有する主任技術者を配置することも可とする。

※　建設業法第 26 条（監理技術者の専任緩和）における特例 2 号による専任義務緩和の適用を可とする。

ただし、兼務できる工事の範囲は西長沢浄水場内における工事に限るものとする。

サ　上記コに掲げる者は、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が 3 か月間経過しており、他の工事に従事して

いない者でなければならない。

なお、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において他の工事に従事している者であっても、本事業開始当初より配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱う。

ただし、上記コに掲げる者は、他の工事に従事してはならないが、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）については専任を要しない。

シ　建設ＪＶの代表企業もしくは単独企業は、設計・工事の事業期間を通じて、設計及び工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を選任できること。統括責任者は、本事業の契約日までの間に完了した統括等の業務経験を有する者とする。

(2)　設計業務を実施する企業の要件

ア　設計企業は、基本契約の締結後に結成される建設ＪＶを構成する企業として参加する。表 3-2 に示すとおり、設計企業は有資格者名簿において、登録が認められている者とする。

表 3-2　設計業務を実施する企業に必要な要件

項目	業種	
	機械	電気
有資格者名簿 （コンサル）※	上水道 及び 工業用水道	上水道 及び 工業用水道

※　工事を実施する企業が自ら担当する工事（業種）の設計までを行う場合は、その業種の設計業務に係る有資格者名簿の登録は問わない。

(3)　運転維持管理業務を実施する企業の要件

運転維持管理業務を実施する企業は、次に示す要件をすべて満たすこと。

ア　運転維持管理業務を実施する企業は、基本契約の締結後に、運転維持管理ＪＶを結成すること。

ただし、単独企業の場合は運転維持管理ＪＶの結成は不要とする。

イ　運転維持管理ＪＶの代表企業は、有資格者名簿（一般委託）において、「汚水処理施設等保守管理の委託」に登録を認められている者であり、公告日までの過去 15 年以内に完了した、浄水場における機械脱水機設備を含む排水処理施設に係る運転管理業務を元請として、3 年以上継続して行った履行実績を有すること。

なお、当該履行実績が共同企業体での履行実績の場合は、構成員として担当したものに限る。

ウ　応募グループの代表企業及び機械企業は、必ず運転維持管理ＪＶに参加するものとし、

その他の構成企業の参加については任意とする。(機械企業が応募グループの代表企業を兼務することは可)

(4)　入札参加資格の確認

入札参加資格の確認の基準日は、入札参加資格確認申請書類の提出締切日とする。

ただし、入札参加資格確認後、落札者決定までの期間に入札参加者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、以下の取扱いとする。

ア　代表企業が資格要件を喪失した場合、当該入札参加者を失格とする。

イ　代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、または受注する予定であった業務について、新たに企業団へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、または構成企業の追加を認める。

第4章　応募時の提出書類

提出書類作成要領及び様式集を参考に作成すること。

1　入札参加資格確認申請書類等

参加申請は「かながわ電子入札共同システム」によるものとし、入札参加資格確認申請書類等は、期日までに総務部契約検査課契約係にメール（※）もしくは持参により原本を提出すること。

なお、電子データの提出にあたっては、ウイルスチェックを行ったファイルとして提出すること。

※　メールで提出した場合は、後日、原本持参もしくは郵送で総務部契約検査課契約係に提出すること。

表 4-1　入札参加資格確認申請書類等

様式	提出書類	部数
		正本
様式Ⅰ－１	入札参加資格確認申請書類一覧表	１部
様式Ⅰ－２	入札参加申込書	１部
様式Ⅰ－３	応募者の構成企業一覧表	１部
様式Ⅰ－４	委任状	１部
様式Ⅰ－５－１	代表企業もしくは単独企業の実績に関する調書 （工事を実施する企業の要件キを証明する書類の写し）	１部
様式Ⅰ－５－２	構成企業の実績に関する調書（機械器具設置工事） （工事を実施する企業の要件クを証明する書類の写し）	１部
様式Ⅰ－５－３	構成企業の実績に関する調書（電気工事） （工事を実施する企業の要件ケを証明する書類の写し）	１部
様式Ⅰ－５－４	構成企業の実績に関する調書（運転維持管理業務） （運転維持管理業務を実施する企業の要件イを証明する書類の写し）	１部
様式Ⅰ－５－５－①	設計業務を実施する企業の要件	１部
様式Ⅰ－５－５－②	機械器具設置工事における配置予定者の資格 【工種：機械器具設置工事業】	１部
様式Ⅰ－５－５－③	電気工事における配置予定者の資格【工種:電気工事業】	１部
様式Ⅰ－５－６－①	統括責任者（設計・建設工事）予定者の業務経験に関する調書	１部
様式Ⅰ－５－６－②	業務責任者（運転維持管理業務）予定者の業務経験に関する調書	１部
様式Ⅰ－５－７	添付資料一覧表	１部
（添付資料）	各様式における添付資料	１部
様式Ⅱ－１	入札辞退届	１部

※「工事を実施する企業の要件」についてはP13 を参照のこと

「運転維持管理業務を行う企業の要件」についてはP16 を参照のこと

2　入札書及び技術提案書等

入札書は「かながわ電子入札共同システム」による提出とし、技術提案書等は正本・副本及び電子データを提出すること。

なお、提出にあたっては、ウイルスチェックを行ったファイルもしくはディスク等の記憶媒体として提出すること。

表 4-2　入札書及び技術提案書等

様式	提出書類の種類	部数 正本／副本	備考
様式Ⅲ　提案書類提出関係様式			
様式Ⅲ－１	提案書類提出一覧表	１部／１部	－
様式Ⅲ－２	委任状	１部／－	副本不要
様式Ⅳ　技術提案資料			
様式Ⅳ－１	技術提案資料（表紙）	１部／－	副本不要
様式Ⅳ－２	自己評価点集計表	１部／－	副本不要
様式Ⅳ－３－① 様式Ⅳ－３－②	企業の技術的能力	１部／－	副本不要
様式Ⅳ－４	企業の社会性・信頼性	１部／－	副本不要
様式Ⅳ－５　技術提案概要書			
様式Ⅳ－５	技術提案概要書	１部／１部	A3×3 枚 様式自由
様式Ⅳ－６－１　技術提案書（事業全体に関する項目）			
様式Ⅳ－６－１－①	事業の全体計画に関する提案	１部／１部	A4×1 枚
様式Ⅳ－６－１－②	事業実施体制の構築に関する提案	１部／１部	A4×1 枚
様式Ⅳ－６－１－③	業務の省力化に関する提案	１部／１部	A4×2 枚
様式Ⅳ－６－１－④	使用エネルギー削減を考慮した設備計画に関する提案	１部／１部	A4×2 枚
様式Ⅳ－６－１－⑤	騒音・臭気・振動・交通等の周辺環境対策に関する提案	１部／１部	A4×2 枚
様式Ⅳ－６－２　技術提案書（設計施工業務に関する事項）			
様式Ⅳ－６－２－①	簡素化した設備フロー設計に関する提案	１部／１部	A4×3 枚
様式Ⅳ－６－２－②	最適化した排水処理設備の導入に関する提案	１部／１部	A4×2 枚
様式Ⅳ－６－２－③	効率的かつ安全な工事を目的とした施工計画に関する提案	１部／１部	A4×3 枚
様式Ⅳ－６－２－④	新・旧設備の切替を目的とした施工計画に関する提案	１部／１部	A4×3 枚

様式	提出書類の種類	部数 正本／副本	備考
様式Ⅳ－６－３　技術提案書（運転・維持管理業務に関する事項）			
様式Ⅳ－６－３－①	運転管理の最適化に関する提案	１部／１部	A4×2 枚
様式Ⅳ－６－３－②	点検・維持管理の最適化に関する提案	１部／１部	A4×1 枚
様式Ⅳ－６－３－③	脱水土対応の最適化に関する提案	１部／１部	A4×1 枚
様式Ⅳ－６－３－④	技術継承等に関する提案	１部／１部	A4×1 枚
様式Ⅳ－６－４　技術提案書（その他）			
様式Ⅳ－６－４	その他の独創的な提案	１部／１部	A4×1 枚
様式Ⅴ　技術提案書添付資料			
様式Ⅴ－１	技術提案書添付資料一覧表	１部／１部	－
－	各添付資料	１部／１部	A3×最大 25 枚

第5章　落札者の決定

1　落札者決定基準について

(1) 入札参加者の評価方法

入札参加者が提出した技術提案並びに設計、施工及び維持管理業務に係る計画策定能力や実現力、入札参加者の社会性・信頼性に関する資料に基づき算出した点数に技術評価比重を乗じた値（技術評価点）と、入札参加者のうち最も低い入札価格を当該入札参加者の入札価格で除した値に価格評価比重を乗じた値（価格評価点）の合計の数値（評価値）をもって行う。

評価方法の算出方法は、別紙「落札者決定基準」を参照すること。

(2) 落札者の決定

企業長は、評価値の最も高い入札参加者を落札候補者とし、落札候補者の申込みに係る価格が低入札価格調査制度取扱要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）第 3 条に規定する調査基準価格を下回らなかった場合、当該落札候補者を落札者として決定する。評価値が同点の場合は、くじ引きにより落札候補者を選定する。

ただし、入札価格の内訳のうち、設計・建設工事費、または運転維持管理業務費がそれぞれ提案上限価格を超えた者、入札価格（設計・建設工事費及び運転維持管理業務費の合計額）が失格基準価格未満の者については、評価を行わず、失格とする。（再度入札の場合も同様。）

くじ引きについては、「かながわ電子入札共同システム」では行わず、総務部契約検査課契約係において、同評価値の者によるくじ引きを実施する。

(3) 結果等の公表

企業長は、評価結果について入札参加者にメール等にて通知する。各入札参加者が自らの評価点に疑義がある場合、公表があった日から起算して土日祝日を除く 6 日以内（閉庁日を除く）に、苦情申立書（任意の書面）を総務部契約検査課契約係に持参することにより説明を求めることができる。説明要求に対しては、受理した日から 10 日以内（閉庁日を除く）に回答する。

なお、落札者を決定したときは、①落札者、②落札者を決定した理由、③入札参加者の評価結果について公表する。

第6章　落札後の手続

1　建設ＪＶの結成

落札者は、基本契約の締結後に、本施設の設計及び施工を行うために建設ＪＶを結成する。

ただし、単独企業の場合はこの限りではない。また、落札者には契約時に工種別年割金額を提出することを求める。

なお、建設ＪＶに係る協定書様式は任意とし、契約時に提出すること。

2　運転維持管理ＪＶの結成

落札者は、基本契約の締結後に本施設の運転維持管理業務を行うために運転維持管理ＪＶを結成する。

ただし、単独企業の場合はこの限りではない。また、落札者には契約時に工種別年割金額を提出することを求める。

なお、運転維持管理ＪＶに係る協定書様式は任意とし、契約時に提出すること。

3　設計・建設工事費用の合意

落札者は、工事請負契約の締結後、内訳明細書を提出し、設計・建設工事に関する単価について企業団と協議の上、合意する。物価変動に伴う工事費の変更は、合意した単価に対して行う。

4　運転維持管理業務費用の合意

落札者は、運転維持管理委託契約の締結後、内訳明細書を提出し、運転維持管理業務に関する単価について企業団と協議の上、合意する。物価変動に伴う運転維持管理業務費用の変更は、合意した単価に対して行う。